

海外サプライチェーン多元化等支援事業

第八回公募 公募要領

(実証事業及び事業実施可能性調査事業)

2023年5月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

(海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局)

〔目 次〕

1. 海外サプライチェーン多元化等支援事業（実証事業及び事業実施可能性調査事業）の目的	3
2. 補助対象事業者	3
3. 補助対象事業の概要等	5
4. 事業のスキーム	7
5. 公募期間・応募手続等	8
6. 補助対象経費	10
7. 補助交付契約者の義務（交付契約後に遵守すべき事項）	12
8. 審査基準	13

海外サプライチェーン多元化等支援事業について

- ・ 経済産業省の令和2年度第1次補正予算の海外サプライチェーン多元化等支援事業として、第一回から第三回までの公募を実施し81件、令和2年度第3次補正予算の海外サプライチェーン多元化支援事業として、第四回から第六回までの公募を実施し28件を採択いたしました（審査中の第七回の公募は締め切っております）。今回、第七回の公募に続き、第八回の公募を行うものです。
- ・ 両補正予算の事務局をそれぞれ日アセアン経済産業協力委員会(AMEICC)事務局より受託し、日本貿易振興機構（ジェトロ）が公募を行っております。
- ・ 今回の第八回公募においては、応募要件など第二回公募（実証事業及び事業実施可能性調査事業）と同様ですが、一部内容が異なっておりますので、本公募要領の内容をよく確認の上、応募してください。
- ・ 本事業は、「海外サプライチェーン多元化等支援事業（第八回）実証事業及び事業実施可能性調査事業交付規程」に基づいて実施いたします。本公募に申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「交付規程」をよくご理解の上、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします（なお今回の実証事業及び事業実施可能性調査事業に係る交付規程は、設備導入型に係る交付規程とは一部内容が異なっておりますのでご留意下さい）。

1. 海外サプライチェーン多元化等支援事業（実証事業及び事業実施可能性調査事業）の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国の国際サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、特にアジア地域における生産拠点の多元化等によってサプライチェーンを強靱化し、日ASEAN経済産業協力関係を強化することを目的としております。

今回募集を行う実証事業と事業実施可能性調査事業は、海外における生産拠点の多元化に向けた設備導入に繋がる取組や、国際的なバリューチェーン全体の効率化や高度化に向けた取組を支援すべく、試験的な設備導入やモデル事業の実証、ビジネスモデルの実施可能性に関する調査等を支援するものです。

なお、本公募要領における補助対象事業者等の定義は以下のとおりです。

- 「補助対象事業者」：補助申請に当たっての要件を満たす者
- 「補助申請者」：事業への申請を行った者
- 「補助交付契約者」：申請後採択を経て実際に補助を受ける者
- 「共同事業実施者」：補助交付契約者とともに補助対象事業を実施する法人等

2. 補助対象事業者

補助対象事業者は、次の要件を満たす民間事業者及び団体とします。

- (1) 日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有していること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く）。

なお、本事業は大企業、中小企業ともに対象としておりますが、本要領における中小企業は以下のとおりです。

ア 【中小企業（組合関連以外）】

・ 中小企業基本法に基づく中小企業の要件を満たす法人

業種	資本金	従業員数 (常勤)
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円 以下	100人以下
小売業	5,000万円 以下	50人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円 以下	200人以下
その他の業種（上記以外）	3億円以下	300人以下

※資本金は、資本の額又は出資の総額をいいます。

※常勤従業員は、**中小企業基本法上の「常時使用する従業員」**をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「**予め解雇の予告を必要とする者**」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれません。

なお、次の(1)～(7)のいずれかに該当する者は、**大企業と見なされます**。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※資本金及び従業員数がともに前頁の表の数字を超える場合、大企業に該当します（以下を除く）

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及びます。

- (6) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者
- (7) 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

イ 【中小企業（組合関連）】

- ・ 下表にある組合等
- ・ 下表にない組合や医療法人、社会福祉法人及び法人格のない任意団体は補助対象外。

組織形態
企業組合
協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
商工組合、商工組合連合会
商店街振興組合、商店街振興組合連合会
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 ^{*1}
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会 ^{*2}
内航海運組合、内航海運組合連合会 ^{*3}
技術研究組合 (直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの)

※1 その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

※2 その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

員を使用する者であるもの。

※3 その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

※4 なお、財団法人（公益・一般）及び社団法人（公益・一般）については、本事業の対象としますが、中小企業基本法に基づく中小企業には該当しません。

3. 補助対象事業の概要等

本公募においては以下の要領で、類型1（製品開発型）及び類型2（バリューチェーン高度化型）の2つの類型について、それぞれ実証事業及び事業実施可能性調査事業の募集を行います。類型1の製品開発型は、製品の原材料・加工物等や製品そのものを生産する工場設備等の導入に向けた実証事業等で、類型2はこれら製品等の国境を越えた流通や生産プロセスの効率化や円滑化を図るシステムの導入に向けた実証事業等を対象とします。詳細は後述の事業例等をご参照下さい。

なお実証事業とは、実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度などを試験し、その有効性や経済性などを確認すること、事業実施可能性調査事業（いわゆるフィージビリティ・スタディ（F S））とは、事業やプロジェクトの実施前に、それが実現可能かどうか事業採算性や技術的可能性等を調査することを指します。類型によって事業概要・審査項目等が異なり、実証事業と事業実施可能性調査事業とでは、計上できる経費が異なりますので、本公募要領をご確認いただき、適切な類型、実証事業又は事業実施可能性調査事業への応募をお願いいたします。

また、実証事業や事業実施可能性調査事業を通じて生産拡大やバリューチェーン高度化を図る対象となる原材料・製品等の範囲については、生産拠点の集中度の高い製品・部素材（特に、ワクチン用注射針など人々が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に加え、レアメタル・レアアース、半導体、電子部品などサプライチェーンの上工程に属し途絶した場合に川下産業へ与える影響が甚大である製品等）が広く対象となります。

【類型1：製品開発型】

日 ASEAN のサプライチェーン強靱化に資するべく、製品・部素材等の生産拠点の多元化に向け、試験的な設備の導入、試作機の開発、及びこれらを実施するための設計・開発等を行う他、生産設備の本格的な導入に向けた事業可能性等の調査を行う類型（以下に掲載されている事業例以外にも本類型に該当する事業は支援対象となり得ます）。

（製品開発型の実証事業の例）

○特定国に産出や生産が集中している原材料や加工物について、他の原材料や加工物を用いた試作品を製造、又はその生産設備のパイロットプラント（※）を建設し試行的に生産・加工を行うことで、当該原材料等の安定的な供給に向けた技術面・コスト面等の課題を抽出し、将来の本格的な生産・加工設備の導入を目指すもの。

（※）製品を商品化・量産化する前に、製品の品質や生産方法等について試験・評価を行うための設備

（製品開発型の事業実施可能性調査事業の例）

○特定国に生産が集中している部素材について、他国での生産拠点の拡大に向け、生産から販売までの事業化の実現において必要となる事業実施体制の検討や販売先市場の動向、競合他社の動向等の把握、他社との差別化の検討等に係る情報収集・調査・分析等を行うもの。

【類型2：バリューチェーン高度化型】

日 ASEAN のサプライチェーン強靱化に資するべく、ICT・ブロックチェーン・AI等のデジタル技術も活用しつつ生産・調達・物流・サービス提供等の国際的バリューチェーンの高度化に向け、試験的な設備の導入、試作機の開発、モデル事業の実施及びこれらを実施するための設計・開発等を行う他、生産・調達・物流等のシステムの本格的な導入に向けた事業可能性等の調査を行う類型（以下に掲載されている事業例以外にも本類型に該当する事業は支援対象となり得ます）。

（バリューチェーン高度化型の実証事業の例）

- グループ企業内外でのクロスボーダーな部品調達・設計・組立等に係るデータ管理プラットフォームの構築により、緊急時の物流途絶を避けつつ生産性の向上を図るべく、モデル事業を実施し、システム導入に向けた技術面・コスト面での課題を抽出し、将来の本格的なシステムの導入を目指すもの。
- 従来は書面で行っていた貿易手続その他越境取引に係る各種手続について、デジタル技術を活用して効率化を図るべく、試験的にシステムを導入し課題の抽出を図るもの。
- 国際物流における製品の位置情報や在庫情報、決済情報等について、デジタル技術を活用して一括管理を行うことで物流の効率化と途絶リスクの軽減を図るべく、試験的に事業を実施することで効果の検証を行い、将来の本格的なシステム導入を目指すもの。

(バリューチェーン高度化型の事業実施可能性調査事業の例)

- 海外の生産拠点からの部品調達や組立等に係る社内データベースの構築に向け、実施体制・導入システムの検討やコスト分析等に係る情報収集・調査・分析等を行うもの。
- 医療物資や医薬品等の製品流通に係る国際的な流通管理や受発注業務の見える化をデジタル技術を活用しつつ実現することでサプライチェーンの強化を図るべく、こうしたビジネスモデルの可能性について情報収集・調査・分析等を行うもの。

【補助金額】

補助金額は類型1, 2ともに以下の範囲内とします。補助金の支払については、原則として本事業完了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。

実証事業 : 1,000万円～2億円
 事業実施可能性調査事業 : 100万円～5,000万円

【補助率（全事業共通）】

大企業 1/2 以内、中小企業 2/3 以内

※ 交付契約締結後に中小企業の定義から外れた場合は、補助率が変更となる場合があります。

【補助対象経費】

人件費、事業費。(費目ごとの主な経費支出可能項目例については「6. 補助対象経費」をご確認ください。)

【補助事業の要件】

補助事業の要件として、以下の全ての項目を満たしていることが必要となります。

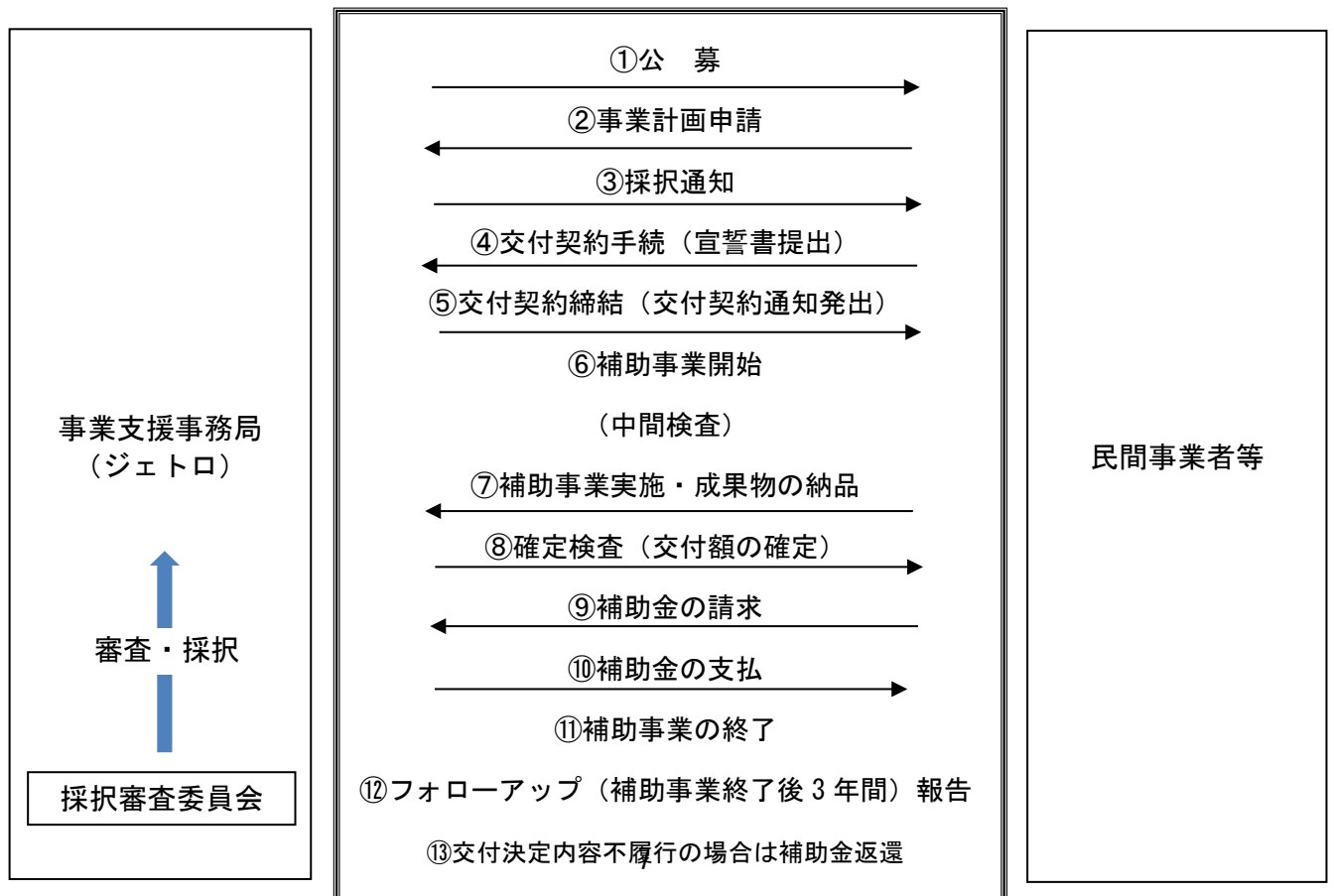
- ・事業目的に合致し、日ASEAN サプライチェーン強靱化に貢献する事業であること。なおASEAN以外の国における事業であっても、ASEAN 域内への原材料・部品の輸出やサービスの提供等を通じて、日ASEAN のサプライチェーンの強靱化に資する案件は支援対象となります。
- ・過去に実施された、もしくは実施されている事業と比べて、事業内容、分野、技術等に十分な差異があり、実用に向けた技術的課題、またはビジネス上の課題が明確であること。
- ・本事業の実施により、日本国内での自社生産量の減少をもたらすものではないこと。
- ・以下の要件をすべて満たす事業計画を策定していること。
 - 当該補助申請対象事業は、令和2年4月7日（「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の閣議決定日）より前に対外発表もしくは事業開始したものでないこと。
 - 実証事業は2025年3月31日までに、事業実施可能性調査は2024年9月30日までに補助事業を終了し、成果物として、事業成果報告書を納品する計画であること。但し、補助交付契約者の責めに帰さない理由によりこの期限を越えて本補助事業を実施せざるを得ない場合等特段の事由がある場合は、ジェット口と協議の上、事業の延長の可否について決定するものとする。
 - 事業規模等に適した実施体制が組まれていること。
 - 実証事業や事業実施可能性調査事業の終了後、原則として3年以内に事業化が実現可能となる計画となっていること。
 - 実証事業や事業実施可能性調査事業の結果を元に事業を実施することとなる企業が、当該実証事業等に予め参画する形で事業計画が作成されていること。
 - 実証事業の遂行及びその後の事業化を行うことができる財務状況にあること、または資金調達力を有すること。
- ・申請の時点で、以下の「補助金交付契約内容の不履行時における補助金返還について」に同意すること。なお、補助金の返還額の合計は補助金交付額を上限とします。

<補助金交付契約内容の不履行時における補助金返還について>

事業計画と事業終了後の結果に大きな乖離があり、その乖離に合理的な理由がない場合には、交付した補助金の返還を求める可能性があります。なお、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の補助金一部返還を求めません。

- ・以下に該当しない事業であること。採択後であっても該当すると判断された場合は交付契約の取消事由となります。
 - 本事業の趣旨にそぐわない事業
 - 事業の主たる課題の解決そのものを外注又は委託する事業
 - 試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う事業
 - 公序良俗に反する事業
 - 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条により定める営業内容、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等）
 - 「補助対象経費」の各区分等に設定されている上限を超える補助金を計上する事業
 - 同一事業を分割して複数案件として申請する場合や、複数社から同一案件をそれぞれ申請する場合
 - テーマや事業内容から判断し、過去又は現在の国（独立行政法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）と同一又は類似内容の事業
 - 他の民間団体等と同一若しくは極めて類似した内容の案件
 - ※ 他社の事業計画をコピーしたり、他社にコピーされないようご注意ください。
 - その他申請要件を満たさない事業

4. 事業のスキーム



5. 公募期間・応募手続等

(1) 公募期間

- ・ 公募開始：令和5年5月22日（月）
- ・ 公募締切：**令和5年6月23日（金） 17時必着**
- ・ 公募採択発表：令和5年8月下旬頃を予定（予定変更の場合があります。）

※十分な対策を行ってはおりますが、申請が集中した場合、申請手続が滞る可能性があります。特に締切り間際などは多くの申請があり、申請が集中することが予想されます。お時間には十分な余裕を持ってご申請いただきますようお願いいたします。

(2) 申請方法

公募締切までに、以下の提出先申請Webサイトに必要事項を入力し、送信ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/scd/sc-8th>

※ 電子ファイル化が困難な場合には、ジェトロに電話・メールでのご相談をいただけますようお願いいたします。

※ 資料に不備がある場合や締切を過ぎて提出された資料は審査の対象となりませんので、本要領等をご熟読の上で注意してご記入いただくとともに、時間的余裕を持ってご送付いただけますようお願いいたします。

【提出書類】

	書 類 名	様 式
<input type="checkbox"/>	I. 申請書	様式第 1
<input type="checkbox"/>	II. 事業提案概要 ※類型 1 は様式第 2 - 1、類型 2 は様式第 2 - 2 を使用すること。	様式第 2 - 1 又は 様式第 2 - 2
<input type="checkbox"/>	III. 事業提案に関する詳細資料 ※様式第 2 - 1 又は 2 - 2 に記載の各項目を詳細に説明する資料として、以下の項目が明記された資料を提出すること。資料には通し頁番号を付すこと。 1) ~ 4) は提出必須、5) は任意。 【提出必須事項】 1) スケジュール表、 2) 製品・サービスの説明資料・写真、 3) 実施体制図、 4) 成果目標や実施効果等の数値を裏付けるデータ・資料 【任意】 5) 申請事業の実施に際して現地政府・企業等との連携・協業が予定されている場合、そのことを示す文書があればその写し等	書式自由
<input type="checkbox"/>	IV. 事業経費概算書	様式第 3
<input type="checkbox"/>	V. 会社概要等（パンフレット等を添付） ※共同事業実施者の概要説明資料を提出すること	書式自由

□	VI. 直近3年の決算報告書と財務諸表（資本内訳含む） ※単体ベース。連結がある場合には連結決算も併せて提出。 ※設立後3年未満の場合は、提出可能な年のみで可。	書式自由
□	VII. その他参考資料	書式自由

※【個人情報の取り扱い】この公募に関して提出書類にご記入いただいた個人情報は、本事業採択手続き及び執行のために利用します。

※提出された応募書類は、機密保持には十分配慮した上で、審査・管理・確定・精算・政策効果検証に使用いたします。また応募書類はご返却いたしませんのでご注意ください。応募書類は上記以外の目的には使用せず、機密保持には十分配慮しますが、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き原則として情報公開の対象となりますのでご了承下さい。

※応募書類に記載する内容は、採択後行う交付契約内容の基本方針となるため、予算額内で実現が確約されることのみをご記載ください。採択後であっても、補助申請者の都合により記載された計画に大幅な変更があった場合には、補助対象外となる場合があります（本「公募要領」7.補助交付契約者の義務（1）参照）。

※応募書類の受領後、必要に応じてジェトロから任意に追加の資料提供を依頼する場合があります。また、書類内容につき、確認事項がある場合は、選定結果の通知日までにジェトロから連絡することがあります。

【提出先】

提出先・質問先（類型1・2、実証・FSとも）
日本貿易振興機構（ジェトロ） 海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局 <提出フォーム> https://www.jetro.go.jp/form5/pub/scd/sc-8th <お問い合わせ> https://www.jetro.go.jp/form5/pub/scd/sc-contact Email: scs@jetro.go.jp TEL: 03-3582-5410（9時～12時、13時～17時。土・日・祝日を除く。）

■ 質問の受付 ■

本事業に関するお問い合わせについては、上記専用フォームからご連絡ください。フォームへのアクセスができない場合は問い合わせ先メールアドレス（scs@jetro.go.jp）に企業名および氏名を明記のうえお送りください。公募期間中はお問い合わせを受け付け、できる限り迅速に回答を差し上げますが、公募締切間際にお問い合わせを頂いた場合には公募期限内の回答が困難となる可能性もありますので、ご連絡はできるだけ早めに、遅くとも2023年6月16日（金）までにお寄せください。その後にご連絡いただいた場合、ご回答が公募締切に間に合わない場合がありますので予めご容赦願います。

(3) 審査結果の通知・公表

- ・ 採択案件決定後、申請者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果をジェトロから通知します。

- ・ 採択された案件は、申請者の商号又は名称（法人番号を含む）、事業実施国、対象製品名、プロジェクト名などの事業概要をホームページ等で公表します。

(4) 採択後の手続き

- ・ 採択後、ジェトロにおいて、補助申請者からの宣誓書提出を受けた後、申請書の事業費を原則上限とし、事業計画及び補助対象経費を精査した上で、交付契約通知を発出し、補助申請者との間で補助金交付契約を締結します。この際、補助対象経費が減額する場合がありますので予めご了承ください。
- ・ 補助交付契約者は、事業完了後、補助事業実績報告書等を提出し、補助金の交付申請手続きを行っていただきます（詳細な手続きは採択者向けに改めてご連絡いたします）。この際、受給できる補助金額が減額する場合がありますので、予めご了承ください。
- ・ また、補助事業実施場所を変更することは原則として認められません。

6. 補助対象経費

- ・ 補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる、以下の経費です。
- ・ 対象経費は、交付契約日以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払を完了したものに限りません。

- (1) 対象経費の区分 ※実証事業では機械設備費・システム開発費が対象となります、事業実施可能性調査では対象になりませんのでご注意ください。

経費項目	主な経費支出可能項目例 ※事務局が認めたものに限る
I. 人件費	国内外で事業に従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費 ※ 7. (17) を参照のこと。
会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
機械設備費・システム開発費 (実証事業のみ)	実証に必要な機械装置、システムの購入、開発、試作、改良、据付、借用又は修繕等に必要な経費及び実証を実施するために直接必要な機械装置を製作するために必要な工具 器具備品（木型、金型を含み、耐用年数1年以内のものを除く。）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 ※なお、実証事業期間中に導入した設備で、事業後も廃棄せずに商業生産する機材となる場合、購入費用のうち実証事業で使用した月数分のみを必要経費として認めます。
備品費	事業を行うために必要な物品（1年以上継続して使用できるもの）の購入、に必要な経費。取得単価が10万円以上（消費税込み）のもの。 （汎用品は認めない。下記（2）留意事項を参照） ※なお、実証事業期間中に導入した設備で、事業後も廃棄せずに商業生産する機材となる場合、購入費用のうち実証事業で使用した月数分のみを必要経費として認めます。

(借料及び損料)	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品(使用可能期間が1年未満のもの)であって備品費に属さないもの(ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの)の購入に要する経費。取得単価が10万円未満(消費税込み)のもの。
外注費・委託費	事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ外注、委託するために必要な経費。 ※外注・委託先が機械装置等の設備を購入する費用は補助対象になりません
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの 例) - 通信運搬費(郵便料、運送代、通信・電話料等) - 光熱水料(実証場所における電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合) - 設備の修繕・保守費 - 翻訳通訳、速記費用 - 文献購入費、法定検査、検定料

(2) 補助対象経費全般にわたる留意事項

① 以下の経費は、補助対象になりません。

- ・ 実証場所以外に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ 商品券等の金券
- ・ 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・ 自動車等車両(事業所や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く。)の購入費・修理費・車検費用
- ・ 収入印紙
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 補助金事業計画書・申請書・報告書等のジェット口に提出する書類作成・送付に係る費用
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフト・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など)の購入費
- ・ 中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費(3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積りを取得している場合等を除く)
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

② 補助対象経費は、補助事業実施期間内に補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限り、支払いは、銀行振込の実績で確認を行います(手形払等で実績を確認できないものは対象外)。ただし、少額を現金やクレジットカードで支払う場合は、事前にジェット口に相談ください。)

③ 採択後、交付契約手続の際には、本事業における発注先の選定にあたって、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取得する必要があります。また、単価10万円(税抜)以上の物件等については原則として2社以上から同一条件による見積りをとることが必要です。従って申請の準備段階にて予め複数者から見積書を取得いただくと、採択後、円滑に事業を開始い

ただけます。但し発注内容の性質上2社以上から見積りをとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。

- ④ 補助金交付申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して算定してください。

7. 補助交付契約者の義務（交付契約後に遵守すべき事項）

本事業の交付契約を締結した補助交付契約者は、以下の条件等を守らなければなりません。また、本条件等を守るために必要とされる場合は、委託先等にも本義務を遵守させなければなりません。

- (1) 交付契約後、本事業の経費の配分若しくは計画を変更しようとする場合、又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前にジェット口の承認を得なければなりません。計画変更の内容によっては、補助対象外となる、あるいは補助金返還となる場合があります。
- (2) 本事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は事業完了期限日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書、事業成果報告書を提出しなければなりません。
- (3) 取得財産のうち、単価50万円(税抜)以上の機械等の財産又は効用の増加した財産(処分制限財産)は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、財産処分制限期間(事業実施期間及び事業終了後7年間)の間、的確に管理しなければなりません。
- (4) 当該処分制限財産等については、事業実施期間内に処分(①補助金の交付の目的に沿わない使用、譲渡、交換又は貸付、②担保に供する処分又は廃棄等)しようとするとき、商用生産用に使用を開始するときは、事前にジェット口にその承認を受けなければなりません。また、事業終了後7年以内に当該処分制限財産を処分する場合は、譲渡額が設備導入時に事業者が負担した額を上回った場合については、譲渡額と当該事業者負担額の差額をAMEICC事務局に返納しなければなりません。
- (5) 交付申請書提出の際、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して記載しなければなりません。

※補助交付契約者が課税事業者(免税事業者及び簡易課税事業者以外)の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

- (6) 補助交付契約者は、本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (7) 補助交付契約者は、本事業の遂行及び収支の状況について、ジェット口から要求があったときは速やかに遂行状況報告書を作成し、ジェット口に提出しなければなりません。
- (8) 事業期間中、受託者は各事業計画に基づき、下記資料を定期的に事務局へ提出願います。

【翌月10日まで】

- ・当月の事業実施結果(トピックス、課題)
- ・翌月の事業実施予定
- ・進捗管理表
- ・収支実績報告書(所定フォーム)および証憑類のコピー

- (9) 事業の概要及び成果(事業成果報告書を含む。)の情報について、AMEICC事務局及び経済産業省に共有されると共に、その場合、AMEICC事務局及び経済産業省より東アジア・アセアン経済研究センターに共有される場合があります。また、事業の概要及び成果等について、発表、ヒアリング、情報提供に応じていただく場合があります。

- (10) 本事業の進捗状況確認のため、ジェットロが実地検査に入ることがあります。また、本事業終了後、会計検査院やジェットロ等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。
- (11) 本事業を実施することにより発生した知的財産権は補助交付契約者に帰属します。但し、ジェットロが公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、補助交付契約者は当該知的財産権を実施する権利をジェットロに許諾する必要があります。
- (12) 補助金の支払については、原則として本事業完了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。なお、補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- (13) 本事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の現地確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象とはなりません。
- (14) 補助交付契約者が交付契約に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (15) 今回申請された事業者の方に、採否にかかわらず本事業に関係する調査をお願いすることがあります。また補助交付契約者には、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力をお願いいたしますので、予めご了承ください。
- (16) 独立行政法人との一定の関係を有する法人と契約をする場合、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされています。ジェットロにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること、また、ジェットロとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の三分の一以上を占めている場合は、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただきます。
- (17) 本事業の実施に際し補助事業契約者は、海外に渡航する場合及び渡航中においては「外務省 海外安全ホームページ」における渡航先の（経由地を含む）海外安全情報を確認するとともに、感染症危険情報、スポット情報についても確認し、緊急時にはジェットロ（ジェットロの海外現地事務所を含む）並びに経済産業省・外務省（現地公館を含む）の指示に従い、安全の確保に努めるものとします。また、新型コロナウイルス感染拡大などの海外情勢を踏まえ、海外渡航を中止せざるを得ない場合においては、以下の対応となる点につき予めご確認ください。
- 一 現地情勢等の諸般の事情に鑑み、ジェットロおよび経済産業省の判断により中止又は延期を勧告する場合があります。中止又は延期となった場合に生じた経費については補助の対象外となります。

8. 審査基準

提出書類は3. 補助事業の概要に記載の補助事業の要件を満たしているかを事務局で確認の上、採択の審査は、事務局に設置される第三者委員会において行われます。審査は提出書類に基づき書面審査にて行うことを基本としますが、必要に応じて別途ヒアリング等を実施する場合があります。

また、提出書類に不備（必要書類の欠落や記入漏れ等）があった場合は、以下審査基準に関わらず、審査の対象となりませんので十分ご注意ください。

【審査基準】

<必須項目>

- ①-1 申請企業・団体の適格性
 - ・事業者の範囲、不支給要件に当たらないことが確認できるか。
- ①-2 申請内容の十分性・明確性

- ・提出書類が揃っているか。
 - ・提出書類に十分かつ明確な記載がなされているか。
- ①－3 事業内容の適格性
- ・補助事業の目的、補助要件に合致しているか。
 - ・日・ASEANサプライチェーンの強靱化に貢献するものか。

<基礎要件審査項目>

- ②－1 補助事業の実施体制
- ・補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか。
 - ・事業計画書中の「実施体制図」において、申請事業者の実施体制が具体的に記載されており、事業を行うにあたり十分と考えられるか。
- ②－2 財務の健全性
- ・補助事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか。
- ②－3 補助事業の実現可能性
- ・補助事業のスケジュールが妥当であるか。課題、スケジュール等が明確に設定されているか。

<事業内容審査項目>

(類型1)

- ③－1 対象製品の生産集中度
- ・対象となる製品・部素材について、是正すべき生産拠点の集中度が認められるか。
- ③－2 多元化の効果
- ・対象となる製品・部素材について、多元化の程度が高いか。
- ③－3 サプライチェーン強靱化の効果
- ・途絶時に日本経済・社会(ASEAN経済・社会)に与える影響が大きいのか、また、本事業を行うことで緊急時に日本経済・社会(ASEAN経済・社会)に与える影響を低減するなど、日ASEAN全体のサプライチェーン強靱化に資する事業であるか。
- ③－4 波及効果・展開可能性
- ・川上・川下産業への投資誘発など波及効果はあるか、また、幅広い産業のサプライチェーン強化に資する事業であるか。
- ③－5 現地国での産業高度化等の副次効果
- ・事業実施国において、技術協力や雇用創出に貢献する、注力産業の発展に資するなど、現地国の産業高度化等に資するか等、副次的な効果が見込まれるか。

(類型2)

- ③－1 サプライチェーン強靱化・物流効率化等のバリューチェーン高度化の効果
- ・商用事業化された際にもたらされる効果(バリューチェーンの最適化や効率化)について具体的な目標を設定し、結果検証の方法が定量的に示されているか。
 - ・商用事業化されたときの日ASEAN全体のサプライチェーン強靱化や物流効率化等のバリューチェーン高度化の効果が期待できるか。
- ③－2 その他日ASEANのサプライチェーン強靱化に資するバリューチェーンの高度化に向けた取組
- ・その他、日ASEAN全体のサプライチェーン強靱化に資するバリューチェーンの効率化や高度化に向けた取組があり評価できるか。
- ③－3 波及効果・展開可能性

- ・実施を計画している分野にとどまらず、将来的な他の事業分野での技術・システムの転用可能性や他企業での応用可能性など、他事業や他企業への波及効果・展開可能性があるか。
- ③－４ 現地国での産業高度化等の副次効果
- ・実証事業や事業実施可能性評価の実施の実施により、現地国での産業高度化等の副次効果があるか。

以上